分に限る。）、二〇、二二、六一、六三から六九まで、六三の一、六四の一、六六の一、六六の二、六七の一、六七の二、六八の一、七一、七一の一、七二の一、七四の一、字戸頭露四四から四六まで、字下奈根一〇七の一、字上奈根七四の八、七五の三から七五の五まで、八〇の一、設楽町津具字本沢七の一四、七の一五、七の四九、七の五〇、七の五二から七の五五まで、七の二九五、七の三二九、字団園畑四六の一、四七の一、四八の一、四九、五〇の二、五〇の四、字桃窪二の三（国有林）、二の一、二の二、字冬ケ洞一の七、字鞍船五、七、九の二五、九の二六、田内字呼間一の三、一の八、一の九、二から六まで、五の一、七の二、七の三、字鬼ケ渕三（次の図に示す部分に限る。）、一の二、二の二、二の三、五、六、字郷沢三三、東納庫字長尾二の二二、二の四二から二の六四まで、字大野山一の七九・二の二七・二の二九・二の三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の八〇、二の一八、二の三〇、二の九九、字青木沢六（次の図に示す部分に限る。）、字本洞一の四一・一の四五・一の四九・一の五四・一の五九・一の六〇・一の六八から一の七〇まで・一の七二・一の七四から一の七七まで（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一九、一の二〇、一の三七から一の四〇まで、一の四六、一の四七、一の五一から一の五三まで、一の五八、一の六五、一の七一、一の七三、字松根一三の五、一三の八から一三の一〇まで、一三の一五、一三の一六、一三の一九、字堂ケ平一三の一、一三の二、字山田三の一、三の三、字川宇連山一の一六九、一の一八三、一の一八四、一の一八七、一の一九一、一の一九二、一の一九四、二の二、二の七から二の一四まで、二の一七、二の七四、二の八五、和市字休道五の一（次の図に示す部分に限る。）、一、一の一、二、六、七の一から七の四まで、八から一五まで、字保道一の一、二から二一まで、一六の一、一六の三から一六の七まで、二〇の一から二〇の八まで、二二の二、二二の三、二三、二四、二五の一、二五の三、字大鈴一から七まで、八の一から八の四まで、九から一七まで、一〇の一、二〇の一から二〇の三まで、二一から二七まで、字笠井二三、二四、二六、二七、三八、三八の一、三九、四〇の二、四〇の四、四〇の五、西納庫字本洞一の三一・一の七四・一の七五・一の九一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の七六、一の九〇、一の九六、一の九七、一の一〇四、一の一〇五、一の一二〇、一の一二五、一の二七八、字木戸洞一の一七・一の一八・一の二一・一の二九から一の三一まで・一の三四・一の四二・一の四三・一の四五から一の四七まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一四、一の一九、一の二二から一の二八まで、一の三二、一の三五、一の四一、一の四八から一の五一まで、一の五三、一の五四、一の五六から一の六〇まで、一の六二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備えて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大金沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

東京都大島町元町

字さどの尾　五八五番一及び五八五番二

五八五番一地先水路敷

五八五番二地先水路敷

五八六番一

五八六番一地先水路敷

五八六番四及び五八六番五

五八六番四地先水路敷

五八六番五地先水路敷

五八四番二

五八四番九

五八四番一〇から五八四番一三まで

字神達

五一五番一四

五一五番一四地先水路敷

五一五番一九

五一五番二一及び五一五番二二

五一五番二四

五一五番二七

五一六番四

字家の上

六〇四番三及び六〇四番四

六〇四番七

字上の山

○国土交通省告示第三百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神座中沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県島田市神座

字戸口　一一六二番一　一号

一一六一番一　二号

一一五九番一　十四号

字シダノクラ　一一六九番　三号

一一八二番　九号及び十号

字直路上　一一九五番　四号

一一九四番　五号

字萩ノ久保　一一九〇番三　六号

字ゾウレ　八八五番　七号及び八号

字御堂奥　八四七番二　十一号

字ダイラ　八九〇番一　十二号

八九三番二　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

立花寺沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県静岡市清水区立花

字細野　五六二番八　一号

五六二番六　二号

五六二番一の一　三号

字上日戸野　四四七番一　四号、五号及び八号

四四七番二　六号

字日戸野　一一五番一　七号

○国土交通省告示第四百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平野谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷

和歌山県日高郡日高町大字志賀

字大谷　二七四番　二七六番

二七八番